

# 津幡町不妊治療における先進医療費 一部助成について

## ○対象となる治療

不妊治療における先進医療（ただし、保険診療に伴う生殖補助医療と合わせて実施されたものに限る。）

## ○助成内容

1回の治療<sup>1)</sup>につき、治療費の7割（上限15万円）

注1) 1回の治療とは、採卵術（実施するための準備を含む。）から胚移植術（その結果の確認を含む。）までの一連の診療過程を指す。ただし、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植術を実施する場合には、当該胚移植の準備から結果の確認までを指す。

## ○助成対象者

夫婦（事実婚を含む）であり、以下全てに該当する者

- ・夫婦の両者または一方が、治療を開始した1年以上前の日から助成の申請をした日まで引き続き津幡町に住所を有する。
- ・医療保険に加入している。

## ○申請に必要なもの

### 【提出が必要なもの】

- ①不妊治療費助成交付申請書（請求書）
- ②医療機関受診等証明書（一般不妊治療または生殖補助医療）  
（院外処方費用も申請する場合は薬局でも同書類を記載してもらう必要があります。）
- ③申請に係るすべての医療機関の領収書・明細書の原本

### 【書類提出時に提示が必要なもの】（提出書類の記載と間違いがないか確認します）

- ④振込先（銀行名・支店名・口座番号）のわかるもの

## ※以下⑤～⑦に該当する場合はそれぞれ書類を提出してください

- ⑤夫婦とも町内在住だが世帯が異なる…戸籍謄本
- ⑥夫婦の一方が津幡町民でない…町民でない方の住民票
- ⑦事実婚である…事実婚に関する申立書及び夫婦それぞれの戸籍謄本

## ○申請期限

治療を受けた日の属する年度内（1年度は4月1日から翌年の3月31日まで）

例：令和4年12月10日に終了した場合は令和5年3月31日まで

※裏面に注意事項があります。必ずご覧ください。

## ※注意事項

- ・ 申請書の提出をもって助成申請を受け付けます。都合上、申請期限内に書類がそろわない場合でも、先に申請書を窓口に出してください。
- ・ 領収書の原本の提出・提示がない場合は医療機関の証明があっても助成対象外となりますので、ご了承ください。
- ・ 一度お預かりした領収書はお返しできません。ご自身の控えとして原本が必要な場合は、ご自身でコピーしたものを原本とともに提出してください。手続き終了後に後日原本を郵送でお返しします。

## ○申請先・問合せ先

津幡町健康推進課

TEL : 288-7926